資料 4

公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の概要

財政課

1　制定理由

七飯町の休日のうち、年末年始の休日は「１２月３１日から翌年の１月５日まで」とされていますが、この年末年始の休日が民間企業、国や他の行政機関とは異なっております。

そのため、週休日と重なることで長期間閉庁となり、国等へ提出する書類の発行や手続きができない等の意見が町民から寄せられるほか、毎年１月４日・５日の両日には、役場守衛室に役場や他の公共施設等が開庁しているか等の問い合わせが多数寄せられている状況となっております。

これらのことから、年末年始の休日が民間企業や国や他の行政機関と異なっていることにより、年始の町民生活に混乱や不便をもたらしている状況にあるため、町の公共施設の年末年始の休日を、令和５年度（令和５年の年末、令和６年の年始）から「１２月２９日から翌年の１月３日まで」に変更するため、この条例を提案するものです。

2　改正内容

（１）七飯町の休日を定める条例（平成２年条例第１０号）に規定する年末年始の休日を「１２月２９日から翌年の１月３日までの日」に改めます（第１条関係）。

（２）職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年条例第１８号）ほか、以下の６本の条例に規定する年末年始の休日を「１２月２９日から翌年の１月３日までの日」に改めます（第２条から第５条関係）。

ア　七飯町精神障害者社会復帰施設条例（平成１７年条例第４６号）

イ　七飯町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５１年条例第１５号）

ウ　七飯町大沼国際セミナーハウス条例（平成１７年条例第４３号）

エ　七飯町さくら共同作業所条例（平成１７年条例第４５号）

オ　七飯町学童保育クラブ条例（平成１９年条例第２６号）

カ　七飯町屋内ゲートボール場条例（平成１７年条例第２７号）

（３）七飯町大沼国際交流プラザ条例（平成２２年条例第１８号）に規定する年末年始の休日を「１２月３１日から翌年の１月３日までの日」に改め、あわせて開館時間を「午前９時から午後５時」に改めます（第６条関係）。

3　施行期日

この条例は、令和５年４月１日から施行します。